

平成30年（オ）第559号 原発メーカー損害賠償請求上告事件

上告人 唯野 久子 外

被上告人 ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社 外

証拠説明書（11）

2018年8月23日

最高裁判所第二小法廷御中

上告人ら訴訟代理人 弁護士 島 昭 宏



上告人ら訴訟復代理人 弁護士 寺 田 伸 子



甲 号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
136	「不法行為法 第3版」(抜粋)	写	2013.6.28	平野裕之	不法行為法には将来の不法行為を抑止する目的ないし機能があること等。
137	「不法行為法・事務管理・不当利得—判例による法形成— 第3版」(抜粋)	写	2016.12.1	円谷峻	過失責任の原則は、民法の他の原理（私的自治の原則、所有権絶対の原則、契約自由の原則）と並び、市民社会の産業の発展に寄与するものとして、近代民法の大原則のひとつであること等。
138	「不法行為法」(抜粋)	写	1993.1.10	幾代通	過失責任が民法の大原則であることの根拠等。

139	「民法研究 VI」	写	2001 年 1 月 20 日	我妻榮	責任を公平に分担する「具体的衡平主義」という考え方によって、過失責任から無過失責任へと責任の主体が拡大され、法制度化されてきたこと等。
-----	-----------	---	-----------------	-----	---

以上